

平成28年度 森林・林業施策の概要

1 基本方針

森林は、林産物の生産はもとより、県土の保全や水源の涵養^{かん}、地球温暖化の防止、さらには保健休養の場の提供など、様々な多面的機能を有しており、私たち県民の生活の中で、重要な役割を果たしている。

本県では、森林湖沼環境税などを活用して間伐などの森林整備を進めてきたが、間伐を必要とする森林は未だ残っており、引き続き、計画的な森林整備を行うとともに、本県の人工林の多くが本格的な利用期を迎えつつあることから、主伐による森林資源の活用と伐採後の適切な再造林を推進する必要がある。

一方、木材の利活用については、宮の郷工業団地に木材の流通・加工施設や木質バイオマス発電施設などの集積が進み、今後は、これらの施設に対し、県産木材を安定的に供給していく必要がある。

このような状況を踏まえ、県民共有の財産である森林を適切に管理し、本県の林業・木材産業を活性化させるため、森林・林業推進の基本方針として平成28年度を初年度とする茨城県森林・林業振興計画（2016～2020）に基づき、木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用し、再び植える『緑の循環システム』による林業・木材産業の成長産業化と機能豊かな森林づくりの推進を基本理念とし、林業生産活動の推進と森林の若返り、木材の有効利用の促進、県民参加の森づくりなど、その実現に必要な施策に取り組む。

（1）自立する林業と山村の振興

指導林家や青年林業士、林業研究グループの確保・育成を推進するとともに、森林経営計画に基づく森林施業の集約化の推進や路網の整備、高性能林業機械の導入を進め、森林施業の低コスト化を図る。

さらに、森林組合をはじめとする林業事業者の経営基盤を強化するとともに、森林施業プランナーや森林作業道作設オペレーターなどの人材の育成、林業就業者の技術の向上、福利厚生等の就労条件の改善・向上を図る。

本県の民有林のうちスギ・ヒノキ林については、若齢林が少なく、多くは標準伐期齢以上の林分構成になっているため、均衡のとれた木材の循環利用に向けて、主伐後は速やかに植栽して森林の若返りを進めるとともに、スギやヒノキの植栽が不適地な箇所については広葉樹の植栽を推進する。

原木シイタケをはじめとした特用林産物については、放射性物質の検査を徹底し安全性の確保に努めるとともに、生産コストの低減と栽培技術の普及、ブランド化や農業と連携した販売戦略の強化を図る。

グリーンツーリズム等による都市と山村の交流を促進するとともに、森林資源を活用したビジネスの創出等により山村の活性化を図る。

（2）県産木材の利用促進と木材産業の発展

いばらき木づかい運動の展開などにより木材利用の普及啓発を図るとともに、地域

で生産された木材を地域で使う「地産地消」を進める。

県産木材を利用した、公共建築物等における木造化・木質化や木製品の導入、木造住宅の建築を促進する。

木材加工流通施設の整備等により木材産業の体質強化と生産性の向上を図るとともに、宮の郷工業団地に立地する木材関連施設を中心とした木材の安定供給体制づくりを推進する。

素材生産・製材・設計・建築など県産木材に係る関係者間の連携を強化し、木造建築物の構造材や内装材に対する様々な需要に対応できるよう、乾燥材やJAS規格などの品質の高い製材品の安定供給を図る。

木質バイオマスの利用を促進するとともに、家具や建具など新たな分野での県産木材の用途開発を推進する。

(3) 機能豊かな森林づくりの推進

森林の有する公益的な機能を持続的に発揮させていくため、引き続き間伐などの森林整備を推進するとともに、保安林の適正な管理や治山施設の設置、海岸防災林の整備など、総合的な対策を推進する。

身近な緑である平地林や里山林の保全・整備を推進するとともに、県民の森をはじめとする自然観察施設の適正な維持管理と、多様なニーズに対応する施設運営に努める。

「県民参加の森づくり運動」を展開し、森づくり活動への県民や企業等の直接参加を促すとともに、森林・林業体験学習などによる森林環境教育や緑化活動の普及等を推進する。

森林湖沼環境税活用事業の取組状況や成果について積極的な広報を行い、森林の整備・保全に対する県民の理解と意識の醸成を図る。

林 政 課

平成28年度施策の概要

本県では、人工林の多くが本格的な利用期を迎えつつあることから、主伐などによる森林資源の活用を進めるとともに、宮の郷工業団地に木材の流通・加工施設や木質バイオマス発電施設などの集積が進んだことから、今後は、これらの施設に対し、県産木材を安定的に供給していく必要がある。

一方で、県民から、森林の持つ、県土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止、さらには保健休養の場の提供など、様々な多面的機能の一層の発揮が求められている。

このため、「茨城県森林・林業振興計画2016～2020」に基づき、『緑の循環システム』による林業・木材産業の成長産業化と機能豊かな森林づくりの推進を基本理念として、森林湖沼環境税や森林整備担い手対策基金などを活用しながら、林業後継者の育成や林業事業体における担い手の確保と育成、森林経営計画に基づく集約化施策、県産木材の安定供給体制の整備や利用拡大を推進するほか、原木シイタケやうるし等の特用林産物の生産振興に向けた支援に取り組むとともに、県民参加の森づくりなど推進する。

1 自立する林業と山村の振興

- (1) 森林組合や林業事業体による提案型集約化施策を促進するため、森林施業プランナーや准フォレスターなどにより森林経営計画や市町村森林整備計画の作成を支援するとともに、高性能林業機械の導入を支援し、低コストの森林整備を推進する。
- (2) 森林経営計画の作成や施業集約化のために森林組合等が行う説明会の開催や現地調査などの地域活動に対して支援する。

また、森林情報の収集や森林GISの整備を行い、森林の現況を正確に把握して、地域森林計画の樹立や適正な森林管理に資する。

- (3) きのこと・山菜類の放射性物質検査を継続し安全性の確認を徹底するとともに、原木シイタケ及びたけのこの出荷制限等を早期に解除するため、林業普及指導員を中心に生産者等への現地指導を市町村と連携して推進する。

原木シイタケの生産再開のため、安全な原木への更新、生産・加工施設の整備やPR活動に対して支援するほか、原木林の再生を図るための調査を実施する。

2 県産木材の利用促進と木材産業の発展

- (1) 公共建築物等における県産木材の利用を推進するとともに、県産木材を使用した木造住宅建築に対して支援する。

また、林業関係団体と連携し、いばらき木づかい運動を展開することにより、広く県民に対する木材利用の普及啓発を図る。

- (2) 木材加工設備等の整備に対して支援するとともに、林業・木材産業改善資金等の活用を促進する。

また、川上側の素材生産業者、川中側の製材業者及び川下側の設計・工務店などの関係者間の連携を強化し、住宅分野等のニーズに対応した県産材の安定供給を図る。

- (3) 森林内に放置されている未利用間伐材などを利用する木質ボイラーの導入に対し

て支援し、森林資源の有効利用による低炭素社会の実現を図る。

3 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 県民生活に身近な平地林・里山林を地域主体で適正に整備・保全するため、市町村が実施する、通学路等道路沿いや農地に隣接する荒廃した森林の整備、森林に侵入した竹の駆除、有用広葉樹林の再生などに対して支援し、地域住民にとって快適で豊かな森林環境づくりを推進する。
- (2) 県民が自然に親しみながら休養し、自然について学習する場である茨城県自然観察施設（茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター、茨城県きのご博士館、茨城県奥久慈憩いの森、茨城県水郷県民の森）の整備・修繕等を行うとともに、指定管理者の自主性を尊重しつつ県民が利用しやすい施設として管理運営を図る。
- (3) 県民参加の森づくり運動を展開し、森林ボランティアの活動支援や森林づくり活動への県民の直接参加を推進する。

さらに、森林内での多様な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶ森林環境教育を推進するため、引き続き学校敷地内などに子どもの森の整備を支援するほか、茨城県自然観察施設等を活用した森林・林業体験学習を実施する。

林業課

平成28年度施策の概要

本県の民有林は、戦後、積極的にスギ・ヒノキが造林され、これらの人工林について間伐が進められてきた。現在、これらの人工林は本格的な利用期を迎えつつあるが、木材価格の低迷などから、主伐が進まず、十分に利用されていない状況にある。

このため、「茨城県森林・林業振興計画2016～2020」に基づき、「緑の循環システムによる林業・木材産業の成長産業化と機能豊かな森林づくりの推進」を基本理念に、森林湖沼環境税などを活用して林業生産活動の基盤となる林道・作業道等の整備と森林施業の集約化を行い、間伐を中心とした森林整備を積極的に推進するほか、利用期を迎えつつある人工林について、持続可能な資源の活用と公益的機能の発揮を図るため、「若返り」を進めるための方策を検討する。

一方、水源涵養^{かん}や山地災害の防止など公益的機能を発揮する重要な森林（保安林）を健全に維持管理するため、治山施設の整備を計画的に実施するほか、飛砂や潮害、津波被害などの軽減効果が高い海岸防災林の整備を推進する。

さらに、海岸部のマツ林については、薬剤散布により松くい虫被害を予防するとともに、被害を受けた箇所は伐倒駆除や広葉樹等の植栽により早期に森林の回復を図る。また、県有林は民有林のモデルとしての適正な管理を行うとともに、適正な立木売払いにより経営の安定化を図る。

1 自立する林業と山村の振興

- (1) 森林の持つ多面的機能を回復するため、緊急に間伐が必要な荒廃した森林を対象として効率的で低コストな間伐を推進するとともに、未利用間伐材の搬出を促進する。
- (2) 効率的な森林整備を推進するため、林道や林業専用道、作業道を開設するほか、奥久慈地域の林業の活性化と地域の振興を図るため、広域基幹林道として奥久慈グリーンライン林道の開設・舗装等を促進する。
- (3) 利用期を迎えつつある人工林について主伐後の再造林を推進するため、コンテナ苗を用いた植栽モデル事業を実施し、一貫作業によるコストの検証等を行う。
- (4) 本県産の林業用の優良種苗の計画的・安定的な供給を図るため、採種園の適切な整備・管理による種子の生産を行うとともに、松くい虫に抵抗性のあるマツや花粉の少ないスギ・ヒノキ苗木の生産を推進する。
- (5) 県有林の適正な管理・経営を図るため、指導林については民有林のモデルとなる施業を実施し、分収林については生産コストの低減を図りながら計画的な伐採を推進する。
- (6) 海岸県有林が持つ海岸防災林としての機能を発揮させるため、適正な維持管理を図る。

2 機能豊かな森林づくりの推進

- (1) 保安林の適正な管理を図るため、計画的な保安林の指定と整備など保安林制度の適切な運用に努めるとともに、公益的機能が低下した保安林については機能回復を

図るため、保安林改良事業等により植栽や本数調整伐等を実施する。

- (2) 災害の未然防止を図るため、荒廃の危険性の高い山地や溪流を対象として、治山工事（山腹工，治山ダム工，流路工，落石防止工など）を重点的に実施する。
- (3) 治山施設の効率的な整備及び維持管理を行い山地災害の防止を図るため、山地災害危険地区及び既存治山施設の現況調査を実施する。
- (4) 飛砂や潮害，津波などから後背地の農地や宅地等を保全する海岸防災林について，防潮護岸施設の計画的な整備や，人工砂丘を造成する対策工事等を実施する。また，既設防潮護岸の嵩上げ等を実施し津波対策を講じる。
- (5) 海岸部のマツ林は，海岸防災林としての機能を高度に発揮させるため，松くい虫の被害を予防する薬剤散布を行うとともに，被害が発生した場合は伐倒処理を行うほか広葉樹等を植栽し，早期に森林の回復を図る。
- (6) 気象災害や山火事等を防止するため，森林パトロールを計画的に実施するとともに，森林保護に係る普及啓発活動を推進する。